



令和5年第1回総会

会 議 録

期 日 令和5年1月27日
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和5年第1回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年1月27日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2	あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について
4	3	農地法第5条許可申請について
5	4	農用地利用集積計画の調整について
6	5	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
1月27日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	俵積田広昭	農業委員
	9番	園田和寛	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

3番 水野正子 農業委員
6番 白澤千恵子 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博
主幹兼農地係長 加治屋昭男
農地係参事補 前原光博

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和 5 年第 1 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。11 番中原委員、12 番俵積田正康委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 1 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 号から 5 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 3 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 4 名です。

解約面積は畑のみ 10 筆で 25,573 m²です。

以上農地法第 18 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 1 号から 5 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 3 号議案第 2 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。2 ページをご覧ください。

最初に、名簿登録番号山崎地区9号、〇〇〇〇さんは経営形態雑穀・いも類・豆類で経営面積は334aです。農業労働力は1名です。

次に、名簿登録番号山崎地区10号、〇〇〇〇さんは経営形態雑穀・いも類・豆類で経営面積は296aです。農業労働力は2名です。

以上の2名は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は1件で、所有権の移転に関する申請が1件です。

[整理番号1号]

整理番号1号の申請地は木場町〇〇番，畑，134㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さんです。

譲渡人は〇〇〇〇さんです。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「自宅敷地の一部が市道になり、敷地が狭くなるため、申請地を自家用及び来客用の駐車場として、利用したいため。」とのことです。

申請地は、5.6ページに掲載してあります。

木場公民館の西側約〇〇mに位置します。

農地の区分は集団性が2.0haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は普通自動車2台，軽自動車1台，軽トラック1台分の駐車場の整備です。

計画面積は134㎡で問題のないものと思われます。

転用にあたり、現況のまま、砂利敷きし、周囲はブロックで囲まれております。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。
整理番号1号について、眞茅委員お願いします

7番（眞茅委員）整理番号1号について報告いたします。

1月17日、俵積田農業委員、事務局、前原さんと、譲受人、〇〇〇〇さん、立会いの下現地調査をしました。

位置としましては事務局の説明の通りで、木場町に位置する小集団的な農地で、現在保全管理されている農地です。

転用目的は、駐車場との事でした。

現況としましては、北側は、水路と耕作放棄地で地目は田です、東側は道路、西側は本人所有の宅地ですが、現在、竹が密生しており処理に困っているとの事でした。

また南側は倉庫となっております。

現況で整地をして砂利散布をして駐車場にし、雨水は自然沈下、及び北側の側溝に流すとの事でした。

北側が、地目・田のために、雨水が流れ込まないように水路まで、ブロック積みか・土羽整形をするように指導助言をしました。

狭小で、形も悪く農地としては、利用に乏しく、問題のない申請ではないかと思えます。

以上報告をおわります。

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5番（今給黎委員）ここは今住んでいるんですか。

7番（眞茅委員）今新しく家を新築して、北側に100mくらいのところに行ってそこに駐車場がないために現地を駐車場にしたいということです。

5番（今給黎委員）〇〇番地に自宅がありということですよ。

議長 他になにかありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号1号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第4号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

ここで、議案書の修正をお願いしたいのですが、8 ページの一番上、整理番号 1 8 号のですね、賃貸に〇〇〇〇さん、この方が亡くなっておりまして、〇〇〇〇さんの子供さんの〇〇〇〇さんに訂正をお願いします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 1 号から 2 3 号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外 22 名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外 22 名で設定面積は、田が 20 筆で 7,908 m²畑が 31 筆で 34,050 m²樹園地が 15 筆で 20,146 m²合計 66 筆で 62,104 m²です。

次に 3 の所有権移転関係が 1 件です。9 ページをご覧ください。

整理番号 1 号、譲渡人は知覧町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は下松町の〇〇〇〇です。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は 1 a 当たり 48,580 円移転する土地は 1 筆で面積は 1,338 m²です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

1 0 番 (畑野委員) この〇〇〇〇ですけど、代表者とその経営関係を教えてください。

7 番 (眞茅委員) 私が知ってますので、いいですか。

代表者は〇〇〇〇さん、現在甘しょを 15ha という話を聞いております。

以上です。

議長 よろしいですか。

他にございませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 5 号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 1 号から 2 3 号まで、並びに所有権移転の整理番号 1 号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第 4 号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第 6 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第 6 号議案第 5 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてご説明申し上げます。

議案書の 10 ページをごらんください。

農業委員会で、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより綱紀の保持に一層努めるため、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を農業委

員会の総会において実施すること、また、申し合わせ決議や注意喚起の内容を総会議事録に残すこととなっています。

このことから、本市農業委員会においても、農地制度の厳正な執行を徹底し、綱紀の保持に一層努めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行おうとするものです。

決議内容につきましては、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和5年1月27日 枕崎市農業委員会

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、原案のとおり決議することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり決議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 20 分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 中原 敬彦

会議録署名委員 俵積田 正康
